（登録免許税法の一部改正）

第三十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項の第一欄中「農業協同組合及び」を削り、同項の第三欄中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二の項及び別表第四の四の二の項中「第二十一条の五の二十九第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改める。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第四十条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）」の下に「、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第四十一条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第四項第四号中「第八項」を「第十項」に改め、同項第五号中「第九項」を「第十一項」に改め、同項第六号中「第十項」を「第十四項」に改め、同項第八号中「第十二項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第七十条第二項」の下に「（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第七項中「第十三項」を「以下この条」に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十一項から第十四項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第百十五条の十二第二項」の下に「（同法第百十五条の十二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第百十五条の二第二項」の下に「（同法第百十五条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　都道府県知事は、介護保険法第百十五条の二第四項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、前項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

13　前項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

第十七条の二十二第一項中「同条第十四項（同条第十五項」を「同条第十八項（同条第十九項」に改める。

第十七条の二十三及び第十七条の二十四中「同条第十四項」を「同条第十八項」に改める。

第十七条の二十五第一項中「、第七項及び第九項」を「から第九項まで及び第十一項から第十三項まで」に、「同条第九項」を「同条第八項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第九項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十一項中「、同条第十二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十三項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と」を加え、同条第二項中「第十七条の十四第十二項」を「第十七条の十四第十六項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第四十二条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「介護老人保健施設」の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第四十三条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「介護老人保健施設」を「介護医療院」に改め、同条第三項中「又は同条第二十八項」を「、同条第二十八項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第四十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第四十五条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第六項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第六十二条第四項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項中「第二十一条の五の三十」を「第二十一条の五の三十一」に改める。

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十二条の改正規定中「並びに」を「、第七十五条の七第一項、」に改め、「同条第二項」に」の下に「、」中「及び後期高齢者支援金等」を「」並びに第八十一条の二第九項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」に」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一